

景観まちづくりについて

鹿児島県与論町環境課

与論町における現状と課題について

現 状

令和5年4月1日現在、与論町における都市計画及び景観条例は制定されておらず、一部国立公園内における自然公園法による工作物の新改増築や木竹の伐採等開発行為を行う場合、事前に国や県に許可申請・届出の手続きが必要となっている。

課 題

近年、移住者や島外資本による土地取得や住宅・ホテル建設が増加傾向にあり、与論島の美しい景観と文化・風習を損なう恐れがあります。

特に、海岸近隣地や城跡周辺及び歴史的文化財並びに昔ながらの石垣等の残る地域の景観が失われつつあります。

与論町における景観まちづくりについて

対策と目標

現状と課題を踏まえて、与論町の共有財産である美しい景観を守り次世代の子ども達に残せるよう、与論町景観計画の策定と与論町景観条例を速やかに制定したい。

また、与論町景観計画に即した与論町景観マスタープランを策定し、その中で自然公園内地区と景観重点地区（海岸周辺地域、昔ながらの景観保護地域）及び一般景観保護地区（集落住宅地域、農業振興地域）と商工水産業振興地区（商店街活性化推進地域）とに分け、建築工作物の高さや規模・色・デザイン・植栽等が与論町の景観と調和のとれたまちづくりを目指したいと考えます。

景観まちづくり条例制定に向けた取り組みについて

与論町景観条例の制定に向けた取り組みとして、検討委員会を設置するものとする。

また、検討委員会設置前に検討委員会に於ける検討資料作成の為、与論町全体の現状把握調査を行うものとする。

これらの資料を基に、どのような地域指定・重点地区指定や条件・制限の選定等が最適かを考慮し、現状から逸脱したものや町民の実生活に支障が生じないような景観条例案や景観計画を作成する。

検討委員会の案を基に、地域住民説明会及びアンケート調査を行い、地域住民や町民の意見を反映させた景観計画案を作成し与論町に提案する。

与論町景観条例制定に向けた町民の理解について

一般町民の総意の下に景観条例が制定されたとしても、既存建築物に対しては改築や建て替え時期を待って基準適用する等の対応が求められる。

一方的に個人に対する嫌がらせや迷惑行為及び妨害行為にならないよう、審査基準の明確化と審査委員会の設置等、審査の公平性を保つようにしなければならない。

また、調和を乱す行為に対する是正勧告や景観を損なう建築物・工作物設置者に対する一定のペナルティも明確化しておく必要がある。

これらのことを踏まえて、与論町景観計画のガイドブックを作成し町民に広く認知して頂き、ご理解とご協力を得なければならない。

与論町景観まちづくり条例制定に向けた取り組みスケジュール(案)

- 昭和46年 6月 与論町自然保護条例施行
- 平成30年 3月 鹿児島県景観行政団体に移行
- 令和 4年 7月 大分県由布市行政視察
- 令和4年8月-令和5年5月 与論町景観条例検討委員会設置準備
- 令和 5年 6月 与論町景観条例検討委員会設置
- 令和 5年 7月 与論町景観条例検討委員会第1回会議開催
- 令和 5年 9月 与論町景観条例検討委員会第2回会議開催
- 令和 5年 9月 アンケート調査
- 令和 5年10月 与論校区・那間校区まち歩き、ワークショップ
- 令和 5年11月 茶花校区まち歩き、ワークショップ

与論町景観まちづくり条例制定に向けた取り組みスケジュール(案)

- 令和 5年12月 与論町景観条例・景観計画素案作成
- 令和 6年 1月 3校区パブリックコメント開催
- 令和 6年 1月 第3回与論町景観条例検討委員会開催
- 令和 6年 2月 全体町民説明会
- 令和 6年 2月 第4回与論町景観条例検討委員会開催
- 令和 6年 3月 与論町景観条例(案)・景観計画(案)を与論町長に提出
- 令和 6年 3月 与論町景観条例(案)・景観計画(案)を与論町議会に議案提出
- 令和 6年 4月 与論町景観条例及び与論町景観計画（施行）
- 令和 6年 4月 与論町景観計画ガイドブック発注
- 令和 6年 6月 与論町景観計画ガイドブック発行
- 令和 6年 6月 与論町景観審議会設置

※これ以降は、大規模な開発案件は景観審議会へ諮問